

「文化芸術の価値を考える」

@日本文化政策学会、 中川幾郎

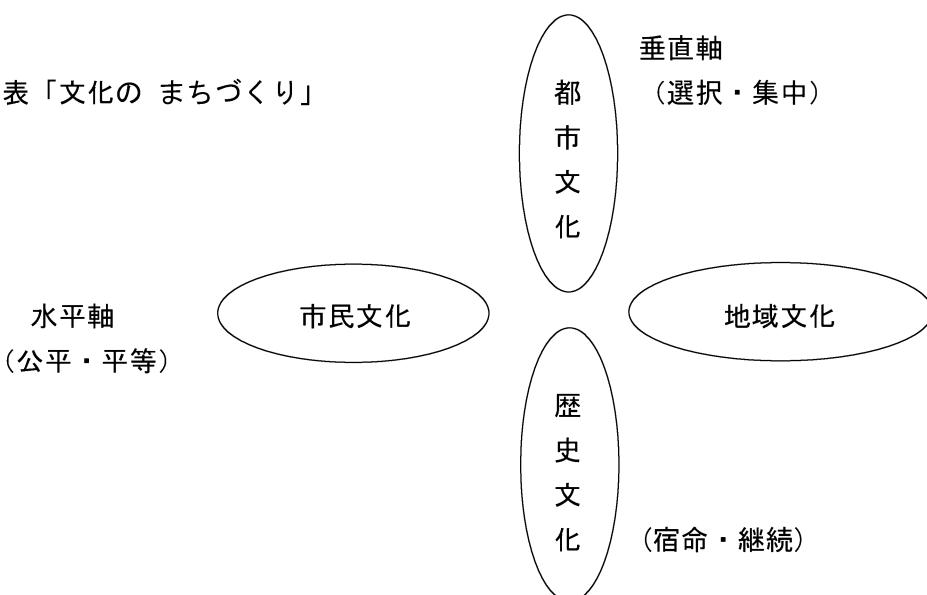
はじめに

曖昧で、政治や評論家の言いたい放題に躊躇されてきた公共文化政策をキチンと正す  
95%の自治体文化行政は指針のないままに混乱している  
そこに介在するエリート主導型思考による公共政策の私物化  
生涯学習の余暇対応型堕落と哲学なき贅沢芸術行政の停滞  
モノの豊かさからココロの豊かさへ、という頽廃したレトリックの横行  
貧富などの社会的格差は拡大する一方(もはや余暇社会ではなくなっている)  
図書館は無料貸本屋に。公民館は安上がりのカルチャーセンターに。  
博物館はたんなる見せ物小屋兼資料倉庫に。文化ホールは公設演芸場に転落している  
果たしてこれでよいのだろうか?

1. 自治体文化政策は何を根拠として、何のために存在するか?

- (1)自治体文化政策は、各種「自治事務」の総合化である（法定受託事務ではない）
- (2)自治体文化政策は、条例、基本計画、審議会の3点セットで担保すべきである
  - ※法定外自治事務は条例で担保しなくてはならない
  - ※計画も啓発的・指針的計画から規範的・拘束的計画へ
- (3)自治体文化政策は、「市民文化」政策と「都市文化」政策の2本柱で成り立つ
- (4)自治体文化政策は、教育、福祉、医療分野、コミュニティ政策との連携を図る
- (5)自治体文化政策は、産業振興、観光振興、文化財活用政策との連携を図る
- (6)自治体文化政策は、公平・平等の視点と、選択・集中の視点を両極に持つ

図表「文化の まちづくり」



© Ikuo Nakagawa

## 2. 自治体文化政策を考える基本的視点(活動側面、資源と主体)

- (1) 「文化的に生きる権利」－文化活動の三つの側面に注目  
世界人権宣言、国際人権規約（A規約）から  
表現・演技→交流・コミュニケーション→学習・蓄積  
(PCSサイクルの活性化を)
- (2) 文化的次元－文化行政の三つの資源に着眼  
ヒューマン→ソフト→ハード（ハード主導思考からの転換）  
人材づくり、伝統・システム形成、文化施設戦略
- (3) ひと・まち・役所－文化行政の三つの舞台と主体に留意  
  - ①市民文化政策
  - ②都市文化政策
  - ③行政・企業（組織）文化政策

## 3. 国と地方自治体の文化政策の異同(何を条例で担保すべきか)

- (1) 国（文化芸術基本法）
  - ①国民の文化的権利概念の確立
  - ②国際的アイデンティティ形成
  - ③国家的文化・芸術産業の振興
- (2) 地方自治体（自治体文化条例）
  - ①市民の文化的人権の具体的保障
  - ②都市・地域アイデンティティ形成
  - ③地域文化・芸術産業の振興
- (3) 改正後の「文化芸術基本法」の内容を理解する
  - ①文化権に関して
  - ②社会包摂の思考が強調される
  - ③生活文化への領域拡張
  - ④国と地方の関係記述（自治体支援の姿勢）
- (4) 劇場・音楽堂活性化法の精神は
  - ①教育、福祉、医療、コミュニティとの関係→準社会教育施設へ
  - ②ホール運営方針の明確化→社会公益的な使命の自覚と明確化を
  - ③専門家の配置→司書、学芸員、社会教育主事に続く「芸術職人材」必置へ
- (5) 障害者による文化芸術活動推進法の成立

## 4. 自治体文化政策の二本柱

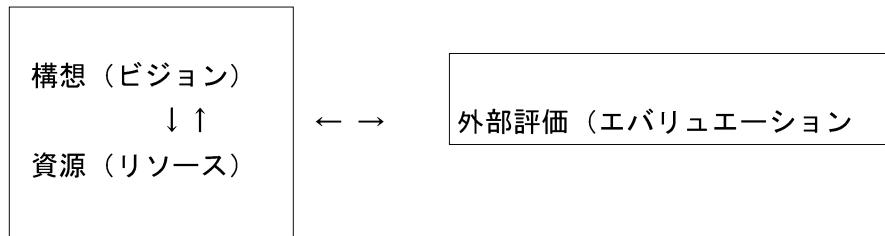
- (1) 市民文化活性化政策（公平、平等、キメ細かく）ヨコに  
文化行政は市民自治を活性化させる

- ①全ての芸術分野を見渡す(音楽、演劇、美術、映像、舞踊、文学、芸能…)
- ②全ての世代・属性を見渡す(0歳から100歳まで、障害者、外国人、男女)
- ③全ての地域を見渡す(中心部、周縁部、僻地、アウトリーチ、インリーチ)
 

※以上が、○△□(マル、サンカク、シカク)の原則
- ④コミュニティとアソシエーションを出会わせる  
文化NPOと地域コミュニティの出会いと融合をめざす
- ⑤たんなる「住民」がアクティブな「市民」になっていくのが市民文化政策  
ハンナ・アレントの指摘→労働、貢献、行動

## (2) 都市・地域政策としての自治体文化政策(選択、集中、発信力を)タテに

- ①都市アイデンティティ形成戦略(VRE の循環を)



ビジョン、リソース、エバリュエーションの3点セットを形づくる

- ②創造都市戦略の基本

外部発信、外部資源・評価導入、アイデンティティ形成

- ③個性選択の決断

- ④大規模施設の戦略的役割

- ⑤創造都市戦略に不可欠な資源 (3つのT)

人材、技術、寛容性

## 5. 指定管理者制度と自治体文化ホール

### (1) 文化政策の理念・方針不存在のまま指定管理者制度導入という愚挙

→利用率を上げろ、赤字を出すな。

利用料金制のもとに公共事業も行え。

政策方針示さないままに「事業」の提案を求める

※今日では、「自主事業」とは何かがあいまい

### (2) 2006年総務省自治行政局長通知の失敗

そもそも、示された4つの基準に問題が…

①公平性(○)、②安定性(○)、③経済性(△)、④施設効用の最大化(×)

※効用とは、経済学用語で消費者満足のこと。だが…

本来④は、「施設の公益的使命の最大発揮」ではなかったのか

- (3) 単純施設（Facility）と専門人材を要する施設（Institute）とがある  
 この制度が「専門能力の外部調達」であることを見落とし、多くの自治体はコストダウンにばかり走りがち→たんなる「公設演芸場」に転落

## 6. 文化経済学の視点から見る公共文化施設運営

- (1) 理念（追求価値）→政策（基本目標）→計画（事業計画）→実行（運営・管理）
- (2) 公共性、有効性、効率性、経済性
- (3) インプット、アウトプット、アウトカムの違いを明確に  
 経費、生産量、達成成果、それぞれの違い
- (4) 第1次行革（コストダウン）、第2次行革（生産性上昇）、第3次行革（有効性追求）

区分	経営政策と経営管理	追求する価値
理念	使命=企業・事業理念	妥当性
政策	目標=目標設定 戦略=基本方策立案	成果、有効性追求 コスト・エフェクト
計画	戦術=資源別配置計画・分野別行動計画立案	効率性追求 コスト・パフォーマンス
実行	遂行=実践行動 管理=ルールチェック	経済性追求 コスト・ダウソ

© Ikuo Nakagawa

- (5) ホール運営における開発投資事業と収益獲得事業の違い

### 団体対応

貸館事業	教育機関、福祉機関 医療機関等との連携
収益事業(黒字追求)	社会開発事業(投資、赤字) 潜在需要対応 所得、時間、健康、家族 社会関係に恵まれない人 びとを対象(ニーズ)

個人対応

© Ikuo Nakagawa